

飯能市小規模工事請負指名希望者の登録等に関する規程
(平成11年告示第219号)

(趣旨)

第1条 この規程は、市が発注する小規模工事に係る請負業者の指名を希望する者(以下「請負指名希望者」という。)の登録等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において「小規模工事」とは、建設業法(昭和24年法律第100号)で定める建設工事で、その予定価格が200万円以下のものをいう。

(業者登録できる者)

第3条 請負指名希望者の登録をすることができる者は、本市内に事務所又は事業所若しくは住所を有する者で建設業を営むもののうち、次に掲げるものを除く者とする。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 飯能市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成12年告示第26号)第9条の規定により既に飯能市建設工事等競争入札参加者名簿に登録をしている者(以下「資格者名簿登録業者」という。)
- (3) 希望する工事を施工するために必要な技術者資格等を有しない者

(業者登録の申請)

第4条 請負指名希望者の登録を申請しようとする者は、市長が5年ごとに定める申請期間(以下「申請期間」という。)内に、小規模工事請負指名希望者登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 希望する工事の種類に応じ、施工に必要な技術者資格証等の写し
- (2) その他市長が必要と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、申請期間後に申請書を受け付けることができる。

(業者登録等)

第5条 市長は、前条の規定により登録の申請があったときは、これを審査し、適當と認めた者を小規模工事請負指名希望者登録簿に登録するものとする。

2 前項の規定により登録した者の有効期間は、申請期間の属する年の4月1

日から起算して 5 年を経過する日(以下「登録期限日」という。)までとする。ただし、前条第 2 項の規定により申請期間後に受け付け、登録した者の有効期間は、その登録した日から登録期限日までとする。

(小規模工事の発注)

第 6 条 小規模工事を発注する場合に限り、前条の規定により登録された者及び資格者名簿登録業者のうちから指名業者を選定することができる。

(登録事項の変更届等)

第 7 条 小規模工事請負指名希望者登録簿に登録された者は、申請事項に変更があったときは小規模工事請負指名希望者登録事項変更届(様式第 2 号)を、事業を中止し、又は廃止したときは小規模工事請負中止・廃止届(様式第 3 号)を直ちに市長に提出しなければならない。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか請負指名希望者の登録等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年告示第 27 号)

この告示は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年告示第 11 号)

この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年告示第 38 号)

この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年告示第 310 号)

この告示は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年告示第 336 号)

この告示は、平成 19 年 1 月 4 日から施行する。

附 則(平成 28 年告示第 357 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年告示第 314 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年告示第307号）

この告示は、令和8年1月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

小規模工事請負指名希望者登録申請書

年　月　日

（宛先）飯能市長

飯能市小規模工事請負指名希望者の登録等に関する規程第4条の規定により、請負指名希望者の登録をしたいので、別紙指定の書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項については事実と相違ないこと、また請け負った工事については、信義に則り誠実に履行することを誓約いたします。

1 申請者（本社情報）

所 在 地	〒											
フリガナ												
商号又は名称												
法人番号(法人のみ)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
代 表 者	(役職名)			フリガナ			(氏名)					
電 話 番 号						F A X番号						
Eメールアドレス												

2 受任者（代理人を置く場合のみ記載）

下記の者を代理人と定め、 年度～ 年度飯能市小規模工事請負指名希望者登録制度の有効期間において、次の権限を委任します。ただし、上記の期間内に契約を締結したものに係る保証金及び代金の請求、受領については、期間後もなお努力を有するものとします。

(委任事項)

- 1 見積りに關すること。
- 2 契約の締結に關すること。
- 3 契約の履行に關すること。
- 4 代金の請求及び受領に關すること。
- 5 後代理人の選任に關すること。
- 6 前各号に付帯する一切のこと。

所 在 地	〒											
姓・諱名												
代 理 人	(役職名)			フリガナ			(氏名)					
電 話 番 号						F A X番号						
Eメールアドレス												

3 希望する工事の種類（3種類以内）

番号	希望する工事の種類	技術者資格等の名称	経験年数
1			
2			
3			

*技術者資格等を要する工事を希望する場合は、当該技術者資格等を有する場合に限ります。

この場合、その技術者資格証等の写しを添付してください。

様式第2号（第7条関係）

小規模工事請負指名希望者登録事項変更届

年　月　日

（あて先）飯能市長

届出者 住 所
氏 名

小規模工事請負指名希望者の登録申請事項に変更があったので、飯能市小規模工事請負指名希望者の登録等に関する規程第7条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更年月日 年　月　日
2 変更事項

変更前	
変更後	

*希望する工事の種類を変更する場合でその工事を施工するのに技術者資格等を要するものは、その名称を記入し、その技術者資格証等の写しを添付すること。

様式第3号（第7条関係）

小規模工事請負中止・廃止届

年　月　日

（あて先）飯能市長

届出者 住 所
氏 名

この度、事業を中止・廃止したので、飯能市小規模工事請負指名希望者の登録等に関する規程第7条の規定により届け出ます。

記

1 登録者の住所・所在地

2 代表者職・氏名

3 中止・廃止年月日